平成２２年（フ）第２０３９０号
東京都品川区平塚２丁目12―２―408
債務者　針原　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３９４号
東京都足立区江北１丁目33―23―1102
債務者　眞田みどり（旧姓星）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４０１号
東京都足立区西保木間４丁目１―１―406
債務者　港　　鈴子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４０２号
東京都大田区西蒲田６丁目33―１―405
債務者　菊地　祐哉
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４０３号
千葉県市川市香取１丁目15―25―301
債務者　國分　岳大
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４０６号
東京都足立区島根４丁目11―15―107
債務者　西脇　靖后（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４０７号
東京都江東区高橋13―２―603
債務者　丸山　春枝
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４１２号
神奈川県大和市南林間１丁目２―８―503
債務者　内田　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４１３号
東京都世田谷区北沢１丁目19―15―203
債務者　北原　ユカ
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４１５号
神奈川県横浜市南区永田みなみ台３―８―307
債務者　沼田　静枝
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４１６号
神奈川県横浜市南区永田みなみ台３―８―307
債務者　沼田　耕治
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４１８号
東京都江戸川区松島３丁目42―13
債務者　田島　　仁
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４２３号
東京都荒川区西日暮里１丁目15―12―204
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４２４号
東京都武蔵野市境南町１丁目28―21　サン・リベールⅡ103
債務者　渡邊　敏子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４２７号
埼玉県川口市大字安行吉岡1331―１
債務者　池松希久子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部